

無線局免許手続の簡素化等に係る制度整備について

改正の主な目的

1 無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進

無線局免許申請等の電子申請における入力様式と書面申請の様式の相違から申請項目の配置が異なっていること等を改善し、電子申請の普及・促進に資するための制度整備を行う。

2 規制緩和を図り利便性の向上等の促進

総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実や免許人による無線局の管理態勢の向上等を踏まえ、規制の簡素合理化を図り、無線局に係る各種申請や運用について利便性の向上等を促進するための制度整備を行う。

改正の概要

制度整備の主な内容は以下のとおりで、本件に係る省令は、以下3②のとおり。

1 電子申請の普及・促進を図るための改正

- ① 電子申請と書面申請の親和性を高めるとともに、様式が定まっていない申請書等の様式化と併せ、申請書等の統合化を図る【無線局免許手続規則】
- ② 電子申請時における再免許申請期間の延長（一部の局種について3か月前までの期間を1か月前まで延長）【無線局免許手続規則】

2 規制緩和を図るための改正

- ① 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大（事項書、工事設計書の省略：基幹放送局等一部の局種を除く）【無線局免許手続規則】

3 その他

- ① パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う措置【電波法施行規則、無線局免許手続規則、証明規則】
- ② 無線局申請等に係るオンライン申請等が可能なものについて、上記の規定の改正に伴う条ずれ等の規定の整備及びオンライン申請等の手続の合理化を図るもの【総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則】